

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年7月1日～ 令和10年6月30日までの3年間
2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和7年8月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和7年11月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布して制度の周知を図る

<対策>

- 令和7年11月～ 社員へ聞き取り、検討開始
- 令和7年12月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修及び社内報などによる全社員への周知

株式会社 水巧技術コンサルタント